

# 震災救助・復興のために法システムはなぜ動きにくいか

区画整理促進のための新たな総合的法システムの模索

阿部泰隆

## 1 基本視点

阪神間の被災地域では、住民に仮設住宅を提供する一方、都市計画により区画整理、再開発を進める。しかし、このままでは、仮設住宅は遠方になるので住民は不満で、店舗も不足して、焼け跡に従来通りの建築が進み、区画整理の支障になる。幹線道路や大きな公園はできるが、居住環境はなかなか改善されない。住民は被災地に仮設住宅・店舗をと/orが、現行制度ではその希望はなかなか実現されない。中途半端である。

その原因は、基本的には、「公と私」の区別に関する従来の法制度や縦割りの法システムがこうした大震災に対応できていないためである。本稿ではその理由を説明するとともに、前例にない災害には前例がない発想を持つ、新たに総合的な法制度を創造する必要があることを指摘するが、それが無理なら中途半端な

現行制度で満足せざるを得ないことを告白する。

## 2 区画整理の前に続々家が建つ

今回焦土と化した被災地は、木造密集市街地が多い。このまま復興の槌音高く再建が進めば、災害にも弱い、環境の不十分な、もとの街に戻りかねない。

そこで、被災地にはとりあえず二ヶ月間建築基準法八四条により建築制限がかけられ、さらに、都市計画決定（三月一七日予定）によって区画整理、都市再開発、幹線道路、大型公園の整備が予定されて、建築制限が続行される。他方、仮設住宅が四万戸も建設される予定である。そこで、住民は仮設住宅に入って、街づくりに協力するので、立派な街並の、災害にも強く、住みやすい街の建設が数年で開始されるような錯覚を起す。

しかし、現実にはそうではない。たしかに、幹線道路や大きな公園はできるし、再開発ビルもできよう。

四メートル未満の道路については、道路幅を四メートルにするよう、セットバックして建てる（建築基準法四三条一項、四二条一項）ので、それなりの道はできる。都市計画とは道路、公園造りだと思っている人からすれば、これで十分となる。しかし、それ以外の民有地では、従前通りの建物が続々建てられ、良好な居住環境の改善は結局はなかなか進まないであろう。これまで住民は、道路や公園のために土地を減らされ、しかし、密集住宅街が復活するので、満足できまい。

しかも、仮換地計画がまとまるまでは、二階建てに限定されるので、せっかくの土地も有効利用できないまま、長年店晒しにされてしまう。これは社会的に無駄である。

なぜこんなことになってしまったのであろうか。そこには、公と私の分担に関する従来の法制度の考え方だが、こうした前例にない災害に対応するように、柔軟かつ機動的にできていないためである。

なお、今回の被災地でも区画整理が済んでいるとい

ろが少くない。それは以下の考察から除外する。本稿ではそもそも区画整理が済んでいない地域、および区画整理はいちおう行われたが、宅地の細部にまではきちんと道路ができるいない地域を念頭におく。

### 3 区画整理の支障

右に述べたように、今回の被災地でも、木造二階建てまでは許容されるので、住民がどんどん家を建て始める。そこで、あとから区画整理をしようにも、新築の家が多くは、住民としては、仮換地計画を作る」とに賛成するインセンティブがなく、計画づくりもめにもめる。移転補償金もかかる。移転補償金で新築できるだけの手当があれば、住民は賛成であろうが、それは古屋を公費で建て替えてやることになり、焼け太り禁止原則に反する。したがって、補償金は時価で算定するから、差額を負担しなければならないなら、何も新しい建物をわざわざ建て替える必要はないという住民の反対が増えて、時間がかかる。そもそも建替えようと思う者が増えたころ、どうせ建て替えるなら、補償金を貰つたほうが得だという気持ちになつて、ようやく賛成が増えると聞く。これでは、焼け野原になつたこの機会に街を改善しようという、区画整理の趣旨に合わない。区画整理は震災前よりもかえつて難しくなる面もある。

### 4 木造二階建てを許す建築制限・後押しする公庫融資

もし、焼け野原になつたところには、仮設住宅しか建てられないようにして、仮換地計画ができた段階で本格建築ができるという制度にしておけば、白地の状態であるし、住民も、仮換地計画を早く作る必要を感じるので、計画が早くでき、事業の進行も早い。そうすると、土地は早く有効利用できて、みんな助かる。都市住宅学会でも、二月にこうした提案をした。しかし、それは実現していない。それはなぜか。

まず最初に応急的に発動した建築制限は建築基準法八四条に基づくものである。この法律ではどの程度の建築制限・禁止をすることができるかははつきりしないが、神戸市では、①二階建てまでの木造、鉄骨造り、コンクリートブロック造りなどの建築物、②応急仮設建築物、工事用仮設建築物などは建築できるとされている。したがって、木造二階建てまでは、仮設でなくとも、適法に建てうるのである。さらに、三月一七日に予定されている都市計画決定で決められる都市計画施設（道路、公園）内または区画整理、都市再開発事業などの市街地開発事業施行区域内では、建築制限がかかる。これは同様に木造・鉄骨二階建てなどまで、「かつ」、「容易に移転」、若しくは除却することができるもの」は許容される（都市計画法五十四条）。この点で、木造、鉄骨は、ここで「かつ」とされているのに、奇妙なことに当然に容易に移転・除却できる」と解されている。ただし、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域（ただし、これは、被災市街地復興特別措置法二〇条で、その区域と読み替えられるので、その指定は要しない）または市街地開発事業（ただし、土地区画整理事業を除く）内において行

われる建築物の建築に関しては、不許可にすることができるが、土地所有者は買取請求権を有する（同法五十五条）。

そこで、都市計画道路や都市計画公園に指定された地区では、建築を不許可にして、買取請求を認めることが将来に事業が行われるので、同様の手段で建築を抑止することができる。そこで、大きな道路や公園はで生きるであろう。

しかし、区画整理事業の施行区域内では、都市計画決定が行われたというだけでは、この建築不許可・買取請求の制度はない。被災市街地復興特別措置法に定める被災市街地復興推進地域内では建築は許可制であるが、木造二階建てが許可されるのは原則として区画整理の場合と同様である。

しかも、さっそく、公庫融資に優遇措置が講じられ、それは区画整理施行区域内にも適用される。土地所有者としては、被災者というだけで、優遇融資を受けることができ、区画整理の終了を待つてから建てたからといって、なんらの優遇措置もない。今建てたほうがよいということになる。

そこで、区画整理施行区域内では、木造二階建てなどの本格建築が進んで、区画整理の遂行の妨げになると、いう問題が起きるわけである。こうして問題になるのは、区画整理区域なので、以下、これに限定して述べ

## 5 零細建設を促進する震災都市借地借家臨時処理法の適用

被災地には、戦災の亡靈かと思われるこの法律が復活した。これは家主が建てなければ、借家人が借地人になつて建てられるとか、登記のない借地人も権利を失わないとかして、とにかく自力で家を建てるようになつたという法律である。国家も金を失い、十分な仮設住宅を用意できなかつた時代にはこうした法律も必要であろう。ただ、その反面、この法律は、焼け跡にどんどん従来通りの簡易な家を建てるのを促進してしまうので、戦後の都会にみるよろしく街は改善されないし、区画整理はますますやりにくくなるという難点がある。そこで、私見としては、本稿で提案するような法制度を用意する代わりに、この法律は復活させて欲しくなかつたと思っている。抜本的な法制度を用意できなかつた関係で、これはやむを得なかつたとは思うが。

## 6 建築禁止は人権侵害

では、前記の建築基準法八四条に基づく建築制限のさういに木造二階建てなどをなぜ許容したのか。これについては、私権制限の当否として検討されたようであるが、結局はその後に続く都市計画法五三条による建築制限にならつたようである。そこで、問題は、これらの法律で、なぜ木造二階建てなら、本格建築を許容するかにある。

それは、焼け出され、または家を破壊されて住むと

「ころのない人に、仮設住宅しか建てるなどいうのは、

公のために私を犠牲に供し、人権問題だというにつきる。まさにその通りで、これまでの経験では、区画整理は長年かかるので、その間、自分の土地があるのに、仮設住宅で我慢せよというのは違憲であろう。現行制度でも、区画整理施行地区では三階建て以上の利用ができないから、それが長引くと違憲ではないかという問題があるのである。

## 7 建築制限の代償措置は?

### (1) 被災地に仮設住宅を

そこで、問題は、仮設住宅で我慢して下さいといふためには、どのような制度を用意すべきかにある。仮設住宅で我慢できる期間は、その大きさにもよろうが、せいぜい二年くらいであろうか。それも、家族が多いければ、それなりに大きな住宅を用意する必要がある。また、仮設住宅を全被災者に用意するのは当然であるとしても、住民には生活と商売があるから、できるだけ被災地の近くに仮設の住居と店舗を用意する必要がある。遠方に仮設住宅を提供しただけでは、自分の土地を利用するなどとはいえない。

さらに、被災地に仮設住宅を造れば、遠方に土地を確保する必要も減り、コミュニティも維持でき、一挙両得であろう。

問題は土地であるが、被災地特に区画整理や再開発の事業にさして支障のない道路拡幅予定地、公園予定期地をあてればよいという意見がでている。都市計画決定で造られる一ヘクタールの公園予定期地では概算で二

〇〇軒の仮設住宅ができると聞く。

### (2) 現行法の限界

しかし、現行法の仮設住宅制度では、こうした配慮は難しい。現在、行政は、仮設住宅を必要数（四万戸）に、仮設住宅で我慢せよというの違憲であろう。現行制度でも、区画整理施行地区では三階建て以上の利用ができないから、それが長引くと違憲ではないかといふ問題があるのである。

この政策は、自分の住居を見つけるのは自分の責任という前提で、それが探せない人のためにとにかく当座の仮の宿りを用意する点に公共性を見いだしているから、近いところなどとは言つておれず、こうした方針がいちおう必要である。しかし、被災地に仮設住宅をという右記の希望には応えられない。

### (3) 被災地仮設住宅の法的工夫

では、被災地に仮設住宅を造る法制度を仕組むことは可能であろうか。その制度の仕組みもいろいろ考えられるが、まず、土地所有者または借地人が仮設住宅を希望する場合には、その土地に公費で仮設住宅をつてあげるという制度が考えられる。住民から言えば、どうせ仮設住宅の建設費はかかるのであるし、土地を提供するのであるから、行政のほうも助かるのではないかということになる。しかし、経済的に合理的に見える施策が法的に正当化されるとは限らない。自分の土地に建てるならば、自分で建てるのが基本であ

つて、税金で特定個人だけを支援する訳にはいかない。金額公費ではなく、一部補助にするとしても、個人の財産に補助するのは土地所有者という資産家に税金で財産を増やすものであるから許されないと考えられよう。もともと、仮設住宅は資産価値がないから、この論理は成り立たないとしても、土地を持つているだけで、先に仮設住宅に入居できるのは住宅に困窮しているから助けようという現行制度の趣旨に反する。ただし、これは厚生省サイドの災害救助制度に基づく現在の仮設住宅制度の発想である。

これに対し、都市計画法で考えれば、今後区画整理が行われる地域において本格建築を禁止することには前記のように公共の利益に合致する施策であるから、それによって被る損失を補填することには公共性があるて、個人の財産を増やす施策ではないと考えられる。そうすれば、仮設住宅補助制度は災害救助法ではなく、区画整理制度内で工夫することができるのではなか。それは数年間で取り壊すものであるから、居住利益を考慮しても、ほぼ100%に近い補助を出す」とも正当化できる。自分の土地に建てられなければ、結局は災害救助法の仮設住宅を公費で作らなければならぬのであるから。

しかし、この制度は、区画整理地区内では、本格建築は、木造でも禁制という制度が導入される場合のみ合理性を有するのであって、本格建築が許されている現行制度のとて、自分の土地に仮設住宅を建てたいから大幅に国庫補助を出せという理屈にはならない。

それでも、もし、区画整理施行者である市が本格建

築は好ましくないと判断するのであれば、仮換地処分ができるまでの数年間は仮設住宅で我慢するという条件付きで、自己所有地での仮設住宅建設に一定の補助をする公共性もあると考えられる。

また、自分の土地に仮設住宅を造つてくれれば、三〇〇万円もかかる仮設住宅を造る必要がなくなるだけではなく、自分で仮設住宅をつくれない者に早く仮設住宅が割り当てられる。災害救助法の観点でみても、この点に補助金を出す公共性を見いだすことができる。土地持ちが有利になる不公平の点では、公設の仮設住宅に入る人と比べれば、少ししか、公の負担にならないのであるから、仮設住宅を希望する人にはそれを十分に提供することが前提であるかぎりは、公平は確保できるというべきであろう。

#### (4) 仮設住宅区

なお、被災市街地復興特別措置法においては、都市計画で、被災地に仮設住宅区を指定して、そこには市長は仮設住宅を建設することができる、という公用制限を定める方法も考えられる。これも、権利者の承諾を得なければならぬとすれば実際上動かないでの、これは緊急の処置であり、被災地の住民のためであるから、権利者の承諾は後回しで、とりあえず使用を開始してよいとするのである。地代とか補償金はゆく

り算定するのである。

もっとも、土地の権利関係がややこしいので、行政の方から借り上げの話をまとめるのは実際上困難とも見られる。そこで、地元に対して、仮設住宅を近くに

欲しけば、土地をまとめてきてと求めたらどうであろうか。何でも行政の仕事と考へるべきではなく、これは地元の力の發揮が求められる場である。

もっとも、これも、早い段階で提案できれば意味を

持つ施策であるとしても、今日では必要な四万戸のうち、三万七〇〇戸の土地の手当ができるというところで、いまさらの提案のようである。また、大量の住宅が緊急に必要とされる現場で、一ヘクタールの公園で二〇〇戸では焼け石に水との見方もある。

ただし、神戸市は、避難所で暮らしている約九万四千人のうち、一六〇〇人から一八〇〇人の高齢者や障害者を被災前の住居の側に開設する地域型仮設住宅で受け入れることにした(神戸新聞三月二日夕刊)。

民が納得するかどうかという心配はあろう。

#### (5) 仮設店舗

災害救助法は、仮設住宅の提供を用意しているが、仮設店舗は考えていない。これは、同法が厚生省の法律であることと、営業の支援は個人の最低限の生活の支援とは別で、産業施策であり、無償提供は考えられないことによるものであろう。

しかし、もともと住宅と店舗が併設された街の再建には、住宅を提供するだけ、しかも、遠方に提供するだけでは足りず、住宅と店舗を従前の街に建設する必要がある。芦屋の商店街は、「仮設店舗 欲しい」と要望しているが、用地も資金もない（読売新聞三月四日夕刊九面）。

また、ここで、営業主に仮設の店舗を提供しなければ、仮設住宅で、生活保護などの救済策を講ずる必要があるが、それはかえって高くつく可能性があるであろうし、しかも、せっかく営業によって自立しようという被災者の意欲を殺ぐ。

私は、朝日新聞の論壇（二月六日）での私案で、「特別措置がまとまるまでの間、住民に仮設住宅、仮設店舗を提供した上で、簡易な建築物以外は建築禁止とする」と述べていた。簡単ではあるが、右記のような問題を考慮していたつもりである。そのためには従前の法制度を改正する必要があるが、今回の救済策は従前の法制度のままなので、仮設店舗を無償で造ることを考えていないのである。

これでは困るので、神戸市は共同仮設店舗に補助することにし、また、店舗付き仮設住宅に国の支援を要請した（三月五日付け読売新聞、日本経済新聞）。す

するという（読売新聞三月八日六面）。

#### (6) 他府県から提供される公営住宅への入居

（全・半壊）して営業不能となつた商店が五軒以上集まって土地を用意し、共同で仮設店舗を建設するか、店舗をリース方式で借りるさいに、給排水や電気・ガスの設備工事も含めた建設費やリース料金の総額の四分の一を補助する。限度額は一グレードで、建設費が一〇〇〇万円、リース料が年間五〇〇万円で、二年で打ち切る。兵庫県も同様の制度を創設する意向で、実現すれば、市も県も四分の一ずつの合計二分の一の補助金ができる。しかし、これも、個人補助はしないという原則上、共同経営の場合だけである。

また、店舗付き仮設住宅は、震災で店舗と住宅を失った商店主を対象に、一戸当たりの面積は住居専用の仮設住宅とほぼ同じ約二五平方メートル、六畳部分が店舗で、五戸一棟が基本である。神戸市はこれを建設するために、現在の仮設住宅の基準額約二八〇万円の枠内で、店舗付き仮設住宅の建設を認めて欲しい、と官房長官に要望したという。

仮設住宅に出す範囲内の公金で仮設店舗を建設するなら、公金は損しないわけであるし、しかも、生活保護費は節約できるわけであるから、公金としてはかえて得である。その難点は、おそらくは、個人の店舗に公金は出せないという理屈である。厚生省の施策ができるときは、情報を提供し、かつ、優先権を失わないようになる。これでどのくらいの人が転居するかは知らないが、ここまで配慮した上で、現在の避難所のほうが多いというなら、本人が選択したことであるから、それでもよいと思う。また、行政としても、これだけの対応をしたのであれば、いつまで避難所暮らしきをさせるのだという批判にも応えることができよう。

方、他府県の公営住宅がたくさん提供されたのに、希望者が少なく、二三〇〇〇戸も余っているという（朝日新聞二月一五日）。遠方に行きたくない事情はいろいろあると思われる。仕事があれば動けないが、他府県に行つたら戻つて来れないし、知り合いもいないし、現地で抽選に当たるまでの辛抱と思っている人が自己負担であるから、損だと思ってる人もいるかもしれない。しかし、仕事のない人なら、まとまれば寂しくもないし、避難所にいるよりはましだと思います。しかし、強制するわけにはいかない。他方、仮設住宅には一戸三〇〇万円くらいかかる。そこで、どうしても仮設住宅を希望する人には造るが、当分待つてもらい、他方、他府県の公営住宅に移るというグレードを住民に作つて貰い、いっそ、思い切つて、ある程度の額（たとえば、一人二〇万円プラス旅費、引っ越し代）を遠隔地移転見舞金として提供する政策をとることが考えられる。そして、行つたきりになる心配を払拭するよう、将来阪神間で被災者優先の住宅制度ができるときは、情報を提供し、かつ、優先権を失わないようになる。これでどのくらいの人が転居するかは知らないが、ここまで配慮した上で、現在の避難所のほうが多いというなら、本人が選択したことであるから、それでもよいと思う。また、行政としても、これだけの対応をしたのであれば、いつまで避難所暮らしきをさせるのだという批判にも応えることができよう。

これに対して、転居費用は本来個人負担であつて、公費では出せないというのが行政の理屈である。私見としては、まともな金は出せないとして、見舞金くらいは出せると思う。自治体は高齢者というだけでお祝い金などを出しているのであるから。義援金は公金ではないので、こうした使い方も可能である。さらに、転居費用は本来個人負担というものは平時の理屈であつて、こうした大規模な災害の場合には遠隔地への疎開は個人の力では必ずしもなしえず、それを支援することに公共性があると考えれば、遠隔地疎開支度金支給制度をつくることにも合理性があり、次の震災対策立法には盛り込んでおく必要がある。

もつとも、最初から制度をそのように仕組むなら可能でも、すでに相当数の人（目下八〇〇〇人くらい）が他府県の公営住宅に転居している現在では、その間の公平をどう確保するかという問題が起きる。これにも見舞金を遡及して出すとしても、民間借家を借りた者をどう扱うかという問題も残る。それにも権利金の一部を補助すれば公平になるか。

## 8 仮換地指定迅速化の課題

以上のようにして、仮設住宅・仮設店舗を被災地周辺に十分に提供し、公営住宅を移転費用つきで用意すれば、被災地を二年程度（仮設以外は）建築禁止にする正当性はあるのではなかろうか。しかし、本格建築が許容されるまで、時間がかかるのは、人権侵害も甚だしいから、手続を迅速にする工夫が必要になる。

区画整理の都市計画決定が行われても、それから

先、事業計画、仮換地計画が必要である。事業計画では、施行地区、設計の概要、事業施行期間、資金計画を定める（土地区画整理法六条など）。仮換地の指定のときは、換地計画は定めなくとも、換地設計、仮換地指定調書、保留地その他の明細を定めることになる。

この手続に時間がかかる。また、この手続を進める前に、まず施行者である行政としては、道路、公園予定地に当てるなどのために土地をある程度買取ることになる。この買い取り交渉も大変である。

今回は被災地市街地復興特別措置法で、区画整理の特例が定められ、共同復興住宅区への換地、清算金に代わる住宅の給付、施行地区外における住宅の建設などの特例がおかれる。零細土地所有者などが地域で住みづけることができるようにする工夫であるが、利害調整は大変である。

これに対応するには、全国から専門職員の派遣を依頼するなど、人員の増加も必要である。専門家を高給で呼ぶのが筋である。行政だけではとても対応できなければ、街づくり法人などに助成して、住民のコンサルティングをして貰うのもよい。また、住民の反対運動があつては進まない。区画整理では道路や公園のために住民が少しづつ土地を出さなければならない（減歩という）のであるが、震災を奇禍として土地を取り上げるのかという庶民の反対に対して、区画整理によつて街がよくなり、地価も上がり、庶民にはかえつてお釣りがくることがわかるようにするべきである。減歩率はできるだけ低くということで、今回は一〇%くらいにとどめるということであるから、地価が一〇%

以上上がれば、交換価値としては、住民に損はないし、土地の使い勝手も、よほど狭い土地（これには土地でなく、建物を給付する）以外はなんとかなるであろう。先の土地値上がりを見込んで、すでに土地を買あさっている業者もいるらしい。計画案の作成のさいには、案一つで強行突破では、かえつて天下りの計画という批判を浴びるので、代替案も示し、住民の意見を取り入れながら案を作成する必要がある。住民の街には役立たない、通過交通用の道路は反対という運動も多いが、地域では必要なくとも、阪神間全体の交通網の整備という観点からは必要な道路かどうかを論すべきである。もし住民には不要であるが、全体としては必要ならば、区画整理で多くの人の土地を動かすよりも、土地収用の方が合理的だという意見も検討して貰つたらよい。

このほか、住民の合意形成のためのインセンティブが欲しい。土地の買取りはじっくり交渉して、契約時の時価でというのが原則であるが、価格が上がると思うと売つて貰えないで、時価に一〇%とか二〇%上乗せして、購入の申込をしてよいことにし、ただし、その分は一ヶ月くらい経つとだんだん減っていくようなゴネ損方式はとれないか。上乗せ申込は当事者が勝手に操作しないよう同じ地域では一斉に行う。租税特別措置法の譲渡所得税の控除も買取り申込から六ヶ月以内に契約した場合に限つては、これも申込時を左右しないようにする必要がある。公庫融資は区画整理地であるかどうかで、変わらない扱いであるが、区画整理が済めば優遇するとすれば、住民には事業進行賛成者が増える。公庫融資も、すでに述べたよう

に、区画整理を妨げるのではなく、それを促進するようには政策手段として、活用する必要があるのである。こうしても、二年以内に仮換地処分をして、土地所有者が本格建築できるようにならないのであれば、やはり、私見でも、本格建築の禁止はいきすぎで無理であり、現行法通り、震災で焼け野原になつても、従来通りの街ができる、結局は道路と公園ができるだけというので、住民の不満は残るであろう。

## 9 その他の

こうして、区画整理をするさいには、單に土地を平面で移動させるだけではなく、あわせて、ミニ開発などは建築規制を強化し、余裕を持った建築には容積率のアップなどを工夫すれば、良好な環境になる。本来なら、普段から、地区計画などを作成して、土地利用をコントロールしておきたいものである。

## 10 まとめ

震災対策はみんな一生懸命にやつているが、やはり、それぞれの組織毎の縦割りで対応したために、本稿で述べたように、居住環境の良いまちづくりといふ観点からすれば整合性がない結果になつていて、総合行政の視点から施策を整理しなおし、それぞれの公共性を問い合わせが必要がある。

建築禁止は私権のいきすぎた制限だ、人権侵害だという主張は、ただ、都市計画サイドからだけ考えたシステムで、縦割り行政から脱却し、このように制限に

伴う代替措置を講ずる総合立法を工夫することができれば、建築禁止は決して人権侵害にならず、かえつて、居住環境のよい街が迅速に建設され、みんなたためになるのである。しかも、その費用もはるかに安くつく。仮設住宅建設費用はどっちみち必要で、あまり変わらないのであるし、本格建築の後で区画整理で移転して貰うよりも、とりあえず仮設住宅でがまんしてもらうほうが補償も安いし、手間もかかるないからである。

それができないとすれば、やはり現行制度のままで、この先何回大震災がきても、同じような結果になる。

〔おわび〕 前号「阪神・淡路大震災復興特別立法の緊急提案」四四一四五頁で述べた建築制限・禁止と補償の点は、調査不足で勘違いしている点があるので、4で訂正し、おわび申し上げる。

(あべ・やすたか 神戸大学教授)

いまから、この荒削りの案をさらに検討して、総合的な立法を工夫する場を設けて欲しい。ただ、この提案の中には、今回もまだ使えるものがあると思う。

〔追記〕 本稿は、朝日新聞二月六日付論壇で述べた「被災者の合意得やすい特別立法を」が実現しない理由を縦割立法に由来する「公と私の区分」に求めたものである。各省各課の縦割のボトムアップ方式ではなく、総合政策的目的を掲げたトップダウンの立法が求められるのである。

〔おわび〕 前号「阪神・淡路大震災復興特別立法の緊急提案」四四一四五頁で述べた建築制限・禁止と補償のために住民の合意を得ようと努力したが、結局はもめて二年以内にまとまらなかつた場合、どうしたらよいか。いつまでも、建築禁止する訳にはいかないから、むしろ、そのさいには、どうしても必要な幹線道路などを買収して整備し、あとは区画整理を放棄するのはどうであろうか。それでも戦災復興で区画整理をした街はそれなりには整序されているし、区画整理をしたことのない街は、区画整理をしなければよくならないが、それは住民の意思によるということであり、他の地域の住民の税金でそこまで面倒を見なくともよいという気もするからである。その間の建築禁止に関しては、代替措置を講じてもいるし、話がまとまらなかつた点には住民にも責任の一端があるとすれば、補償は不要と考える。

今回の震災には間に合わなかつたが、今後来る震災にさいして同じ失敗を犯さないように、政府当局は、